

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年1月29日

【中間会計期間】 第8期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 パシフィックシステム株式会社

【英訳名】 PACIFIC SYSTEMS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 末 武 信 一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋大伝馬町9番11号

【電話番号】 03(5847)4700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 小 澤 文 男

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋大伝馬町9番11号

【電話番号】 03(5847)4700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 小 澤 文 男

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年12月21日に提出いたしました第8期中(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)半期報告書に添付いたしました当中間連結財務諸表及び当中間財務諸表に対する中間監査報告書の記載事項のうち、原本と異なる事項がありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

当中間連結財務諸表に対する中間監査報告書

当中間財務諸表に対する中間監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

代表社員 業務執行社員	公認会計士	大石	暁	印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	青木	俊人	印
業務執行社員	公認会計士	清水	芳彦	印

(訂正後)

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大石	暁	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	青木	俊人	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	清水	芳彦	印

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

パシフィックシステム株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大石 暁 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 青木 俊人 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 清水 芳彦 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパシフィックシステム株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、パシフィックシステム株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年10月31日付けで株式会社システムベースの株式を取得し、連結子会社としている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

パシフィックシステム株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 石 暁 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 青 木 俊 人 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 芳 彦 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパシフィックシステム株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パシフィックシステム株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年10月31日付けで株式会社システムベースの株式を取得し、連結子会社としている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。